

平成27年12月8日（火）

○議長（中本正人君）順番11、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）皆さん、こんにちは。昼2番目の一般質問ということで、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問、私は昨年3月の選挙で議員にならせていただいてから、今回で7回目の一般質問です。いろいろと地域の皆さんから要望をたくさん聞きまして、その都度、いろいろご相談しながら、本当に市民の皆さんの役に立つようなそういった要望を取り上げなら、精いっぱい頑張ってきておりますので、これからも皆さんとご一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、今回、四点の質問項目がありますので、最初にちょっと申し上げておきます。答弁は簡潔に短くしていかなかったら、私の質問時間が足らなくなりますので、ぜひ、当局の皆さん、よろしくお願いたします。

そしたら、はじめに、一つ目の項目です。

市営住宅の関連についてということで、少子高齢化が進む中で、若者の定住を大いに推進していくことが本市の課題でもあります。特に、少ない年金で暮らす高齢者や低所得者の非正規雇用の若者が持ち家を持っていない中では、市営住宅の空き家に入居できる条件を何とかつくってあげる必要があるんじゃないかと思っています。

それで、質問1ですが、現在、市営住宅の総戸数は何戸ありますか。そのうち、空き家は何戸ありますか。傷みがひどくて、補修費用が高くつくところと言われている戸数は何戸あり、何とか入居できるという状態の戸数は何戸ありますか。お聞きしたいと思っております。

質問2ですが、特に、年金の少ない高齢者や低所得者の非正規の若者が入居できる条件をつくってほしい、たくさんの方から声を聞きます。現状では、年間20戸の空き家が出ていることを聞いております。しかし、その中で、募集戸数があまりにも、年間2回の抽選がありますが、少な過ぎます。その理由がちょっとわからないので、お聞きしたいと思います。

二つ目の質問項目は、水道料金についてです。水道料金についてですが、基本料金、基本水量ですけれども、基本水量の設定が高過ぎると思います。特に、高齢者世帯や一人住まい世帯では、基本水量以内の世帯があります。そういうことで見直しが必要と思っておりますのでお聞きします。

質問ですが、基本料金の水量、基本水量以内で使用されている世帯が、平成24年度で、全世帯の28.8%の6,992世帯あります。約3割近くあるわけでありまして。10^mという基本水量の見直しがここで必要ではないかとすごく思っておりますので、お聞きします。

三項目めですが、防災対策についてお聞きします。本市が各家庭に配布した、「防災ハンドブック・保存版」によりますと、南海トラフで発生する地震は、30年以内に地震の起こる確率が70%で、マグニチュード8から9と書かれております。それと、中央構造線断層帯も、橋本市を縦断しています。また、大雨による災害も想定されます。

そこで、防災対策について質問いたします。

質問の一つですが、橋本市も縦断する南海トラフで発生する地震や、中央構造線断層帯の地震が起こったときに、想定される災害や水害についてどのようにお考えかお聞きした

いと思います。

質問の二つ目です。

橋本市土砂災害危険箇所マップによると、住宅周辺地の危険箇所もたくさんあります。被害を最大限防ぐために、まずは市民の皆さんにそのことを周知する必要があると思います。それで、どのようになさっているかお聞きしたいと思います。

質問の四つ目です。財政健全化計画の事業見直し等についてでございます。財政健全化計画の事業見直しが行われますが、財政危機になった原因と対策をまず明らかにすべきではないでしょうか。そして、市民の社会福祉サービスが削減されないようにしなければなりません。

質問ですが、敬老会補助金の見直しについて質問いたします。当局から連合区長会に集まったときに、見直しの説明をされておりますが、どのようにされたかお聞きしたいと思います。

はじめに、壇上での質問は以上でございます。ご回答、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君の質問項目1、市営住宅に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）市営住宅の関連についての一点目、現在の市営住宅の空き家の状況についてお答えします。

平成27年11月1日現在、本市の市営住宅の総戸数は906戸であり、そのうち空き戸数は272戸となっています。その内訳は、用途廃止予定の団地で70戸、棟の集約予定の団地で131戸、今後も入居募集を行う維持保全の団地で71戸あります。

また、維持保全団地の空き戸数71戸のうち、傷みがひどく補修費用が高額になると考えられる戸数は25戸、過去の平均実績並みの修繕

費用と考えられる戸数は46戸で、既に修繕を終えた入居可能状態の戸数は2戸となっています。

なお、今年度2月初旬までに5戸を修繕し、平成28年3月入居分では合わせて7戸の募集を予定しています。

次に二点目、低所得の非正規の若者の入居についてお答えします。

市営住宅は、低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。入居条件は本市に住所または勤務場所を有し、地方税の滞納がなく、住宅に困窮していることが明らかで、同居しようとする親族が本人を含めて2人以上の世帯であること、また、その者の収入が規定の金額以内であること等が基本となっています。

したがいまして、低所得の非正規の若者についても、この条件を満たせば、入居資格があり応募可能となっています。若者を含め、より多くの方が応募していただけるよう、今後とも広報紙、インターネット情報等を通じ、積極的に入居募集を行っていきます。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）はじめにお聞きします。公営住宅法という法律がありまして、そこでは第1条でこのように書いています。「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と書かれていますが、当市の市営住宅もこれに基づいて管理運営されているかどうか、まず、はじめにお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）議員おただしのよう、橋本市の市営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて建設された住宅でございますので、ただ今ご指摘のあったとおりでございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。二つお聞きしたいんですが、平成20年につくられた市営住宅ストック総合活用計画というのがあります。10年計画なんですが、平成29年までに市営住宅の戸数555戸まで削減する。現在906戸、それを555戸まで削減するというところにこの計画ではなっております。これ、10年計画であと2年しかありません。平成29年まで取り組む計画でございますが、こういう555戸まで削減するということなんですが、公営住宅法第1条の目的からちょっとずれているのではないのでしょうか。多くの方に、低額所得の人たちに入っていただくということで、こういう削減をすることはおかしいと思っております。この555戸に設定した根拠を説明していただきたいと思っております。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず最初に、お話しさせていただきますけども、市営住宅のストック総合活用計画、これは、ただ今ご指摘がございましたように平成20年につくりまして、20年から29年度までの10年間計画というふうになっておるわけでございますけども、その後、平成25年にこの活用計画を受けまして、市営住宅の長寿命化計画というところに移行いたしまして、現在、この計画の中では、平成25年から34年までの10年間が計画期間というふうになってございます。

555戸の管理目標になっておるわけでございますけれども、これにつきましては長寿命化計画を策定する段階におきまして、国のほ

うから示された方法に基づきまして、計画後、10年間の需用に対する供給計画として、本市の長期総合計画に示します人口フレームをもとに算出されているものでございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、答弁ありましたように、人口減少からだという答弁でございましたが、本来、市営住宅というのは、先ほど申し上げましたように、公営住宅法で書いておりますように、人口減少によって左右されるものではないと思っております。本当に、今の経済情勢、消費税が8%になり、再来年には10%と、厚生年金で暮らしている、国民年金で暮らしている人たち、本当に低額で大変な生活を強いられています。そういう中で、なかなか一般、民間の住宅に入れない人たちも多くおられます。だから、こういう公営住宅に何とかして入っていただきたい、私も入れてあげたいというように思います。

そういうことで、人口減少というのはそもそもおかしいと思っております。生活が苦しい、そういった状態の人たちがたくさんおられるわけですが、そういうところから経済情勢や生活情勢のところから、必要と求められている市営住宅の戸数も計算して判断しなくてはならないと思っております。そもそも、先ほど答弁ありましたように、人口減少からというのは、そもそも間違っていると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）公営住宅法に行きますと、先ほどお話にもありましたように、低収入の住宅に困窮している方に供給することになっておるわけでございますけれども、一方で、現在の市営住宅につきましての非常に老朽化等もしております。そうした中で、長い間使っていただくという形の中で、そうした状況も勘案した中での計画でござい

ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）集約計画団地というのは、ご存じない方多いんです。これはぽつぽつと散らばっている空き家を固めて、今、住んでおられる人たちを、ある棟に固めてしまって、あいたところを処分するという計画なんです。現になかなかこれ、高齢の方もおられて、引っ越しされる方おりません、ほとんど。この8年間、いろいろ市からのお願いも回っているそうですが、やっぱり引っ越したくないとおっしゃる方多い。だから、もうこの8年間、空き家状態で、あちこち歯抜けの状態になっております。

私はこういったところに、集約計画団地のところの、ここを個別改善するとかということで、何とか住まえる状態にして入居できる状態にする。そして、また、現に、鉄筋で建っているところは、別に潰す計画ではないんですが、そういうところの住宅で、現在、残すと言われている団地は371戸、ここは比較的頑丈な建物で、そのまま減らす計画に一つも入っていません。

ところが、ここでの空き家が現在70戸あります。そんだけあいているのに、ここは潰す計画でないところに70戸あいています。現に、年平均15戸ぐらいが空き家になっていくそうです。もうどんどん、どんどん70戸からまた増えていきます。そのところに、なぜ、ここに入居させることに抽選しないで、ほっておいて、年間5戸とか10戸とか、そんな少ない募集戸数になっているんですか。それ、どうも納得できないんです。

予算の関係でいえば、できないと言うてしまったらもうそれまでで、やっぱり、高齢者の方、若者の人たちが、本来潰す予定になっていない、371戸のところに入れてあげる。70戸既にあいてるわけですから、そこに入居さ

せていくような計画、どうしてつくれないうんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）長寿命化計画の中では、一応、住宅を用途廃止、棟の集約、それから、維持保全を行う団地として位置づけておるわけでございますけども、計画期間の10年間のうち、前半の5カ年につきましては、このうち、維持保全を行う団地について、集中的に長寿命化等を図る、そういう改善を行っていくということで、今、現在、進めさせていただいております。棟の集約団地等につきましては、今後の後期の計画の中、具体的な方法について計画を策定していきたいというところでございます。

維持保全の団地でございますけども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、年間で、現在の空き戸数もかなり多くございます。そこについての募集を行っておるわけでございますけれども、一つには、今、議員のおただしもございましたように、年間限られた予算の中での改修ということで、近年の平均で行きますと、年間6戸程度の改修を行っております。

また、そこに募集をしましても、なかなか100%入っていただけないという部分もございますので、その戸数も足しまして、年間だいたい平均で13戸程度の募集を行っております。まず、維持保全を行っている団地について、とにかく空き戸数を減らしていくということで、現在、取り組みを進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、答弁していただきましたが、募集戸数が年間2回で、あまりにも空き戸数に対して少な過ぎると思います。市営住宅に入りたいということで待ち望んで

いるという方もたくさん私、聞きます。何とか入れてあげたい。

どれぐらいの補修費用がかかるのかなということで、わりかし引っ越しされる方は高齢の方が多から、部屋の中が傷んでいるということで、聞きましたら、1戸約100万円ぐらい、募集するのに、内装を変えるのに要ということで、内装ですから、国から補助金はないわけですが、100万円かけて、本当に若者が入ったら、そんな何年もせんうちに補修費用は回収できるわけですから、それから永続して住んでいただくと、本当に、これ、あいているところ、本来なら家賃収入が入ってくるのに入っていない。空き家にほった状態で、持っているだけで損な状態になっている。

だから、その辺で、1戸改修100万円かかるというけど、目先の感覚でいえば、100万円もかけて直したくないと思いはるかもわかりませんが、やっぱり、長い目で見て、人口を増やしていくために、幅広く、いろんな人たちに入ってもらって、困った人たちに入ってもらって、若い人たちに入ってもらって、人口増につながっていくわけですから、その辺を本当に見方を変えていただきたいと思うんですが、検討の課題になりませんか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙 隆君）先ほども申しましたけども、年間募集を行っておるわけですが、募集されて当選された方の中でも、やはり通勤、通学の問題であるとか、その土地へのこだわりとかということがございまして、なかなか募集をいたしましても100%が入っていただけないような状況もございまして。

もう一つは、今、申しましたように、1戸当たりの改修費用も100万円以上かかるとい

うこともございまして、予算的な制限もございまして、当面、募集したところに、とにかく100%で入っていただけるように、そういった形で、広報とかインターネット情報による、そういう積極的な取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）さっき申し上げましたように、十分、これから、削減する住宅でない市営住宅371戸、現在70戸空き家で、平均、この住宅からも、毎年15戸ほど引っ越しされるということでもあります。本当にこれ、何とか入れてあげたいというように思いますので、何とか、目先のお金、出費じゃなくて、やっぱり入れてあげて、長期住んでもらったら元をとれるわけですから、そういう計画で募集戸数をどうしても増やしていただきたい、そう思いますので、ぜひとも、それを検討していただくことをお願いして、この項目を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、水道料金に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）10^mまでの基本料金、水量の見直しについてお答えします。

本市の水道事業を取り巻く環境は人口減少等による水需要の低迷による給水収益の減少や、今後の施設・設備の更新費用の増加などにより、今後、さらに厳しい経営環境になります。このような状況の中で、本市の水道料金は、水量10^mまでは基本料金を1,780円として、10^mを超過すると、1^m当たり178円を徴収し、水道事業の運営を行っているところです。

なお、おただしの基本料金水量の見直しについてですが、総務省の公営企業の経営戦略の策定に関する研究会報告の中では、節水意

識の高まりや人口減少などによる有収水量の減少が見込まれることを踏まえると、公営企業が持続的かつ安定的なサービスを維持していくためには、安定的な収入源となり得る基本料金の比重を高める視点が重要となる。また、利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金の比重を高めていくことが重要であるとの指摘があることから、基本料金の比重を高めていくことが望ましいと考えられるが、その際には、使用水量の少ない利用者に対する配慮も必要である、とされています。すなわち、基本料金を値上げすることが望ましいが、その際、基本水量を下げ、料金値上げの影響を使用水量の少ない利用者に対し軽減するように求められています。

このことから、本市においても、現状に即した適正な基本水量について検討する時期に来ていると思慮し、今後の事業経営を含めた基本計画の見直しに今年度から着手しています。その中で、施設整備計画、経営計画を踏まえた財政計画を策定する上で、水道料金制度についても検討してまいります。

○議長（中本正人君） 7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君） そしたら、水道料金についてお聞きします。

まず一つ、本年度より3年間で今後の事業経営を含めた基本計画の見直しということで、水道料金制度についても検討していくということでございます。現状に即した適正な基本水量について検討する時期に来ていると、先ほどの答弁で言うていただきました。だから、3年の計画をつくるときに、この見直しをする際に、当然、基本水量10m³を引き下げると理解してよろしいでしょうか。

○議長（中本正人君） 上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君） 今、議員おた

だしのとおり、3年間において基本計画の見直しを現在、実施中でございます。平成27年度から29年度にかけて3年間で基本計画、今の現状の水道施設の修繕をしなければいけない更新施設、また、削減をしていけるような施設等を含めて基本計画の見直しをしているところでございます。よって、この基本計画の見直しができれば、基本水量についても見直しを考えていきたいなど、こう考えております。

以上です。

○議長（中本正人君） 7番 高本君。

○7番（高本勝次君） 今、答弁をいただきましたが、先ほど最初の答弁された内容、初めの答弁の中で言われていますように、値上げの際、基本水量を下げ、料金値上げの影響を使用水量の少ない利用者に対して軽減するように求められていますということでは、基本水量を引き下げることは、もうここで、明らかに明確に言われておりますので、はっきり、ちょっと基本水量を引き下げることが、もうこれで明らかと思うんですが、もうそう理解していいんですね。

○議長（中本正人君） 上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君） 基本水量を見直すということにつきましては、今現在、10tまでが基本水量という形で、1,780円の基本料金をもらっているわけでございますけれども、10tまで使われない方、例えば、5tまでの方とか6tまでの方については、基本料金が1,780円になりますので、それ以上の金額を、超過料金178円になりますので、5tでしたら、178円掛ける5tという形になりましたら、1,780円よりも低く、実際は使われているということになりますので、その辺のことについても、不公平感、節水努力が現在、報われないとの意見があることは私たちも認識しておりますので、基本水量についても、今後、見

直しを検討していきたいと、こう考えております。

○議長（中本正人君） 7番 高本君。

○7番（高本勝次君） 参考の例を申し上げたいと思います。聞いていただきたいんですが、実際、よそでどうなっているかということだけ、ちょっと聞いていただきたいと思います。

例えば、奈良県天理市は、8 m³で1,069円20銭、10m³までで行くと1,436円40銭です。奈良県の御所市では、基本水量が7 m³で1,090円、大阪府富田林市では、8 m³で630円と、基本水量、基本料金です。和歌山県海南市では、10 m³で1,371円、田辺市では、2カ月で、20m³2,376円、ですから、1カ月に割りますと、10 m³1,188円です。新宮市では、10m³まで1,080円です。いろんなポンプの数とか、条件は違うことでよくわかりますが、それほど比べていただきますしても、和歌山県下の他市と比べても、本当に高くなっております。そういう意味で、先ほど答弁いただきましたように、この計画見直しの中で参考にしていただいて、市民の期待に応えるようにぜひともしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、2項目めの質問を終わります。

○議長（中本正人君） 次に、質問項目3、防災対策に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君） 防災対策についてお答えします。

日本に被害を及ぼす可能性のある地震として、中央構造線断層帯の活動による地震、南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海3連動地震が挙げられます。

まず、中央構造線断層帯の活動による地震については、中央構造線断層帯が本市の北部を東西に走っており、発生すると、本市の一

部の地域では震度7の揺れが起これると予測されていますが、発生確率は低いとされています。

次に、南海トラフ巨大地震が発生すると、本市の一部の地域では震度6強の揺れが予測されていますが、これについても、発生確率は低いとされています。

東海・東南海・南海3連動地震については、本市の一部の地域で震度6弱の揺れが予測され、また、今後、30年以内の発生確率が70%と言われており、近い将来に起こるであろうとされています。

以上の予測を踏まえ、本市では、発生確率の高い、東海・東南海・南海3連動地震による被害想定に基づき、対策を進めているところです。この東海・東南海・南海3連動地震についての被害想定は、平成26年度に和歌山県から示されました。これによりますと、本市においては、人的被害として死者はなし、負傷者が50人、建物被害として全壊26棟、半壊310棟、さらにライフラインへの被害等が予測されています。また、避難所へ避難する人が最大2,000人、帰宅困難者が1万500人と予測されています。これらの予測に基づき、非常用食糧及び水の備蓄を計画的に進めているところです。

また、市内35箇所の拠点避難所には、平成24年度からの3年間で、県の補助事業の適用を受けて、防災資機材を購入し、拠点避難所内の防災倉庫に格納しています。

また、ソフト面として、自主防災会の結成を促進しています。災害時には、まず自分の命を自分で守る自助、近所の人と助け合う共助、公的機関による救援である公助が3本の柱となりますが、大きな災害が起こると公助の手が届かないことが考えられます。このようなときは、近所同士で助け合う共助の力が必要となります。各区・自治会を基本単位と

し、自主防災会を結成して、平常時から防災活動を行うことで、地域の防災力や住民の防災意識の向上が望めると考えています。現在、132地区のうち107の自主防災会が結成されており、結成率は81.1%となっています。未結成の地区には、今後も自主防災会の必要性を訴え、結成の促進を進めてまいります。

次に、土砂災害の危険箇所を市民に周知する必要があるのではないかとのおただしにお答えします。橋本市土砂災害危険箇所マップにつきましては、平成20年10月に、和歌山県砂防課がデータを作成し、それをもとに平成22年1月に本市がマップを作成しました。同年6月には、市内の全世帯に配布しており、現在は市のホームページにも掲載しています。また、今年度は、拠点避難所における避難所勉強会でも、土砂災害についての注意喚起を行い、参加者にこのマップを配布しています。

また、今年度から平成31年度までの5年間で、県による本市の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定に係る基礎調査及び指定が行われます。県による調査及び指定が市内全地区で終了した後、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を市民の皆さまにお知らせするため、マップの作成及び配布を行う予定で考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）はじめちょっとお聞きします。防災対策で食糧等の備蓄についてお聞きしたいんですが、現在の備蓄目標と備蓄品名、備蓄量、お聞かせ願えたらお願いします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）現在、本市で一番発生確率の高い、東海・東南海・南海3連動地震、これにつきましてはの備蓄を行っており

ます。この計画につきましては、避難所の避難者は2,800人、帰宅困難者1万500人、避難所外食料自給困難者が560人となっており、備蓄目標につきましては、4万1,600食、これにつきましては1,360人が1日3食分ということで、水につきましては、2万7,800本、これは500ml換算で8万3,160本に相当いたします。それから、米が1万4,000食、それから、毛布は避難所に避難する最大数が2,800人であるため、1人2枚の計算で合計5,600枚を、平成26年度から8年間計画で整備中であります。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。そして、二つお聞きしたいんですが、先ほど答弁をいただきましたように、今から約5年前に橋本市土砂災害危険箇所マップ、これは全家庭に配られたマップです。畳1枚ほどの大きな地図ですけども、これを見ますと、どこに住んでいても土砂災害、地崩れが起こる、地すべりが起こるといふ地図になっております。

先ほど答弁がありましたように、和歌山県は平成31年までに、この危険箇所の測定をいたしまして、どこからどこまでということで確定するようになっております。確定、今、順次やっているところでございます。平成31年に終了するらしいんですが、私も伊都振興局に行って聞いてきりましたが、そうおっしゃっておりますが、もうあとわずかしかなんですが、調査を今しているところです。そういうことで、特に、危険と思われるところ、一番危ないところと思われるところからされているそうでございます。

ですから、順次、測定されて、どこからどこまでが危険ということで、危険箇所を確定していくようになっております。確定されたら、ここが危ないということで、はっきりしてくるわけですから、本市としても確定され

たところから、可能な範囲で計画的にその対応をどうしていくかということ、予算の関係もありますから、どのことがどんなふうにできるかということはよくわかるんですが、難しいことはいっぺんにはできないと思いますが、とりあえず、和歌山県が測定して確定した地域から、順次、計画を持って進めたいと思います、その対策についてです。

マップをつくることと、具体的に対策を立てることとは、私は違うと思いますので、マップができたから安全というんじゃなくて、マップは地図で見るだけでございます。マップづくりと対策をきちっと進めていかなければならないと思いますので、その辺でちょっと経済部長にお聞きしたいんですが、和歌山県が測定して確定したところから、順次、できることから計画的に、可能な範囲で対策を講じていくということを検討されるようお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）議員のおただしは、私には多分、ため池の防災についてだと思んですが、地震や大雨による河川堤防の決壊とかオーバーフロー、越流災害というのは連続的な流水であります。それに比べて、ため池の堤防決壊とかオーバーフロー、越流は基本的には、余水吐があるのでないと思うんですが、いずれにしても一過性の流水であります。

例えば、山が崩れて、ため池にその土が入って、いきなり越流したり、堤防が決壊したときに、その一過性の水に対してどう避けていくか。これが大事なところで、そのために私のところでは、ハザードマップを作成しております。ほぼ、もう80%完成まで来ておるわけなんです、その一過性の水さえ、激流さえ避ければ、財産は、場合によっては、な

くすことはあるかもしれませんが、人命は少なくとも、必ず、守られていこうと思いません。そのために、ハザードマップ作成とあわせて、地域の自主防災クラブを中心に、ため池防災訓練をしていただいております。先だって、恋野のほうで実施しておりますし、今年度、もう一箇所、高野口のほうでも、まだため池は決まっておらんのですが、実施する予定です。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）もう一点、お聞きします。

ハザードマップをつくりながら、対策も考えて計画的に作業を進めていただく、ご苦労ですけれども、ぜひ、お願いしたいと思います。

そして、もう一つ、お願いが、提案もございますが、一つは、先ほど見ましたこの地図ですけど、これ、各家庭に配られたんですが、お持ちのおうちもあるかもわかりませんが、どこへ行ったかわからないという、5年前に配られたものですから。これ、私、提案なんです、すり合わせのときに、ちょっといろいろな意見を交わしたんですが、この地図を各公民館、全部の各公民館に、この地図を、これは、先ほど言いましたように、平成31年にならないと、印の入っているところが絶対危険だということはわからないんですが、今、この伊都振興局が、部局が調べた地図でございまして、これを各地区公民館に常設の掲示板として掲示していただきたい。そうすると、公民館に出入りする人たちも、ここが危ないんだなということを日常意識高揚につながってくると思いますので、ぜひとも、これを常設の掲示板で、各公民館に年中張り出すようにしていただきたいと思うんですが、これだったら、お金もかかりませんので、どうでしょう。やっていただけますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）土砂災害危険箇所マップにつきましては、教育委員会の協力を得まして、地区公民館の見やすいところに常設掲示したいと考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）経済部長からため池のことを言うた。特に、私、相談を受けていますのは、岩倉池での地震が起こったときの心配されることが、特に繰り返し何回も聞いておりますので、いろいろこれからの震災対策について、そういった計画をつくっていきながら、そういう災害に備えるということ、大変ですけども、ご苦労ですけども頑張ってくださいたいと思います。

それで、この質問を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目4、財政健全化計画の事業見直しに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、敬老会補助金の見直しに関する区長会での説明内容についてお答えします。

去る11月6日の区長理事会において、補助金の見直し予定の概略を報告しました。見直しを行う点については、大きく次の二点になります。

まず、一点目は、補助対象事業を本来の趣旨である敬老行事とすること。二点目は、補助金額の積算の対象となる方の年齢を70歳から75歳に引き上げるといふものです。

理由として、本来、この補助金の目的が、敬老行事の実施を推奨するためのものでしたが、大半の区・自治会等では、敬老行事が実施されず、この補助金をお祝い金等として個別に給付されている実態となっております。ついで、本来の補助金の趣旨に戻し、補助対象事業を敬老行事としました。

また、年齢の引き上げについては、今後ますます高齢化が加速すると予測されており、これに伴い、補助対象者も今まで以上に増加することによる財政的な課題や敬老年齢に対する意識が変化していることなどを説明しました。

このたびの見直しを契機に、市内各地域で敬老行事が催され、地域の高齢者の方々と区・自治会をはじめとする地域社会とのつながりを深めていただけるよう見直しを行うものです。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）結局、財政健全化計画の一環でされるような答弁でございました。財政的に1,300万円、年間出している補助金でございますから、なかなかおっしゃる気持ちはわかりますが、特にちょっと、お聞きしたいと思います。

敬老会の催しに、75歳以上10人以上を集めたところに差し出すという補助金。どう考えてもちょっとわかりにくいんですが、75歳以上の方で、必ずしも元気で公民館や集会所に来れるとは限りません。病気や足腰の悪い方もおります。75歳以上10人以上が参加した敬老会のみ補助金を出すというのは、こういった体の調子もございませぬ。どうも、その辺りの兼ね合いが理解できないんですが、どう解釈したらよろしいんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、結論から申しますと、75歳以上として、行事に参加されない方も、この補助金算定の上で対象とするというふうの一部見直しを行って、12月の区長理事会で、実はご報告をしております。

今までの経過を申しますと、6月の区長理事会で、こういう事業の見直しを考えており

ますというご報告をしております。それから、11月6日に、大きな2本柱である、いわゆる、対象を敬老行事とすること、それと、補助金の積算対象として70歳以上というものを、75歳以上の方の人数に1,000円を乗じた額とすることという二つのことをご説明した際に、いろんな質問が出ました。そのときに、行事を補助事業としますということ、まず説明しましたので、行事に来られない方ということで、11月6日時点では、事務局として、行事に来られなかったら対象となりませんというご説明はしておりました。

それから、いろいろな方面からいろいろご意見をいただきまして、直近の12月の区長理事会までに、事務局として運用上、見直しを行いましたのが、大きな柱、行事を対象と75歳以上は、それは堅持しつつ、行事の中に、行事の事業の一環として、来られない方にも、金品はだめなんですけども記念品等をお配りすることも事業と位置づけるというふうな事業計画を持って、対象とし得るというふうに

事務局としては考えました。

それと、10人というふうな数も、今回は撤廃をするということで、ご説明を申し上げております。

以上です。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ありがとうございます。皆さん、75歳以上、そんな区別せんと、そうやったら思い切り、75歳未満、皆さんあげなさいやと言って、意見、私、区長から聞きました。本当にそのとおりだと思いますので、検討していただいて、どうもありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきますが、無事、時間内に終わりましたありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（中本正人君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、2時40分まで休憩いたします。

（午後2時24分 休憩）